

## 岡崎市飼い主のいない猫避妊・去勢手術事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に生息する飼い主のいない又は不明である猫（以下「飼い主のいない猫」という。）の繁殖を抑制し、市民の良好な生活環境の保全を図るとともに、本市における飼い主のいない猫の殺処分数を削減するために、避妊又は去勢手術その他必要な処置（以下「避妊・去勢手術等」という。）を受けさせる者に対し、予算の範囲内において岡崎市飼い主のいない猫避妊・去勢手術事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付をすることについて、必要な事項を定めるものとする。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付対象経費)

第3条 補助金の交付を行う対象となる経費（以下「補助金交付対象経費」という。）は、獣医師による飼い主のいない猫に受けさせる避妊・去勢手術及び耳カット並びに避妊処置済みの飼い主のいない猫に受けさせる耳カットとする。

(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内の事業所等に勤務する個人
- (2) 市内で活動する動物愛護団体
- (3) 市内に事業所等を有する法人
- (4) 町総代

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、補助金交付対象経費に要した費用の2分の1以内の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1頭につき避妊手術5,000円、去勢手術3,000円を上限とする。

(事前相談)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長に飼い主のいない猫に避妊・去勢手術等を受けさせる旨の相談を行わなければならない。

2 市長は、必要に応じて避妊・去勢手術等を受けさせようとする飼い主のいない猫の生息地域等の調査を行うことができる。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、岡崎市飼い主のいない猫避妊・去勢手術事業費補助金交付申請書兼確認書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添

えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請について、飼い主のいない猫かどうかの判断は、複数人の確認をもって行う。また、避妊・去勢手術等を受けさせようとする飼い主のいない猫の数は、1回の申請につき5頭以内とする。
- 3 同年度において申請をすることができる飼い主のいない猫の総数は、申請者が個人の場合にあっては同一世帯につき5頭とし、申請者が団体、法人又は町総代の場合にあっては1団体につき5頭とする。ただし、町総代が申請を行う場合において、補助金交付対象経費の実施状況等により市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(交付決定等の通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、書類を審査し、補助金を交付することが適当であると決定した場合は、岡崎市飼い主のいない猫避妊・去勢手術事業費補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、補助金を交付することが適当でないとして決定した場合は、岡崎市飼い主のいない猫避妊・去勢手術事業費補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助金交付事業者」という。)は、申請内容に変更が生じた場合、次条第1項に規定する避妊・去勢手術等の実施期限までに岡崎市飼い主のいない猫避妊・去勢手術事業費補助金交付申請に係る変更・中止承認申請書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、書類を審査し、変更又は中止の承認の可否を決定し、岡崎市飼い主のいない猫避妊・去勢手術事業費補助金変更決定通知書(別記第5号様式)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(手術の実施等)

第10条 補助金交付事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日を経過する日又は交付決定の通知を受けた年度の2月末日のいずれか早い日までに、飼い主のいない猫に獣医師による避妊・去勢手術等を受けさせるものとする。

- 2 補助金交付事業者は、前項の規定により飼い主のいない猫に避妊・去勢手術等を受けさせたときは、避妊・去勢手術等を実施した獣医師に岡崎市飼い主のいない猫避妊・去勢手術等実績報告書(別記第6号様式。以下「実績報告書」という。)の証明欄へ署名又は記名押印を求めるものとする。

(実績報告)

第11条 補助金交付事業者は、前条第1項の規定により避妊・去勢手術等を受けさせたときは、前条第2項に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、避妊・去勢手術等の完了後30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 避妊・去勢手術等に係る費用が確認できる領収書の原本
- (2) 避妊・去勢手術等を受けた飼い主のいない猫の耳先にV字カットを行ったことが確認できる写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類  
(額の決定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡崎市飼い主のいない猫避妊・去勢手術事業費補助金交付金額決定通知書（別記第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 補助金交付事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、前条の額の確定後、市長が定める期日までに岡崎市飼い主のいない猫避妊・去勢手術事業費補助金交付請求書（別記第8号様式）により、市長に補助金を請求するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第14条 市長は、この要綱による補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 市長の承認を得ず、補助金交付対象経費の内容を変更又は中止したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、岡崎市飼い主のいない猫避妊・去勢手術事業費補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式）により、当該補助金交付事業者に通知する。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既に受理した交付申請に係る補助金の交付については、同日以後も、なおその効力を有する。